関西電力
power with heart

令和７年８月５日から９月２１日までの間の豪雨及び暴風雨により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

２０２５年１１月２５日
関西電力株式会社

令和７年８月５日から９月２１日までの間の豪雨及び暴風雨により被災されたお客さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
当社は、激甚災害として指定された本災害により被災されたお客さまからお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を講じることとしました。

記

１．特別措置の内容
（１）支払期日の１ヶ月延長
２０２５年８月分、９月分、１０月分および１１月分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から３０日目）を１ヶ月間延長します。ただし、支払期日の延長は、支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限ります。

（２）不使用日の電気料金の免除
被災日から２０２６年２月末日までの間で、被災日から継続して電気を使用されない場合、電気料金の算定期間ごとに、電気を使用されない日数１日ごとに料金表に規定する基本料金の４パーセント※を割り引きます。
※特別高圧・高圧のお客さまは、託送料金における割引相当額を基本料金から割り引きます。

（３）被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除
お客さまの電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、２０２６年２月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

（４）工事費負担金等相当額の免除
お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が当該災害に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

２．特別措置の申込方法
本特別措置の適用を希望される場合は、市町村へ罹災証明の発行申請等を行っていただき、当社コンタクトセンター（０８００－７７７－８８１０）までお問い合わせください。

以　上